

特記仕様書

業務名：本部町海岸海浜地域浄化業務委託（R8）

履行箇所：本部町内海岸

履行期間：自 契約締結日の翌日 ～ 至 令和9年2月12日

業務内容：本部町内の海岸海浜において清掃作業を実施する。

実施場所：本部町内海岸（備瀬海岸、具志堅海岸、塩川海岸）

本業務は、海岸保全施設の維持、海浜地の自然環境を保全することを目的とするものであり、業務の実施にあたっては下記条項を遵守するものとする。

1 作業責任者について

本業務に係る作業を実施するにあたり、海岸保全施設及び自然環境の保護整備並びに業務管理安全面の知識を有する者を作業責任者として定めること。

2 民有地への立ち入り等について

本業務に係る作業もしくは一連の作業を実施する上で、私人の土地等への立ち入りが必要な際には、事前に地主の承認を得るなど、必要な手続きを行うこと。

3 収集物の処理等について

収集物の投棄場所の確保及び廃棄物の処理については受託者の責任において実施すること。

4 提出書類について

1 受注者は受注後速やかに、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 作業責任者届
- (3) 工程表
- (4) 作業計画書

※作業計画書には、業務概要、施工方法、写真管理方法、連絡体制表を記載する。

2 受注者は作業完了後速やかに、下記書類を提出しなければならない。

- (1) 完了届
- (2) 管理写真
- (3) 作業日誌（原本）

- (4) 処分に係る計量証明伝票
- (5) 数量総括表
- (6) その他監督員が指示する資料

3 受注者は検査完了後速やかに、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 引渡書
- (2) 請求書

5 写真管理等について

写真管理を行う際には、カラー写真で施工前・施工中・施工後の撮影を行い、完了時に提出すること。

当該業務委託に従事した清掃作業員の人数が把握できるように、作業時完了時には、実施した作業員及び発生ゴミの撮影を行うこと。発生ゴミは数量を確認できるように撮影すること。